

目次

第一章 総則

第一節 目的及び用語 (第一条—第十条)

第二節 測量の基準 (第十一条)

第三章 基本測量 (第十二条—第二十六条)

第一節 計画及び実施 (第十二条—第二十六条)

第二節 測量成果 (第二十七条—第三十一条)

第三章 公共測量 (第三十二条—第三十九条)

第一節 計画及び実施 (第三十二条—第三十九条)

第二節 測量成果 (第四十条—第四十五条)

第三章 基本測量及び公共測量以外の測量 (第四十六条—第四十七条)

第四章 測量士及び測量士補 (第四十八条—第五十四条)

第五章 業務 (第五十六条—第五十六条の十)

第六章 測量業者 (第六条)

第七章 雜則 (第五十八条—第五十九条)

第八章 補則 (第五十九条の二—第六十条)

第九章 罰則 (第六十一条—第六十六条)

第十章 附則 (第六十七条)

第一章 総則 (第一条)

第二章 目的及び用語 (目的)

第三章 國若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もつて各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。

(他の法律との関係)

第二章 土地の測量は、他の法律に特別の定がある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

(測量)

第三条 この法律において「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。

第四条 この法律において「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うものをいう。

(公共測量)

第五条 この法律において「公共測量」とは、基本測量以外の測量で次に掲げるものをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。

一 その実施に要する費用の全部又は一部を國又は公共団体が負担し、又は補助して実施す

る測量

二 一時標識、測標及び標杭をいう。

三 仮設標識、標旗及び仮杭をいう。

四 前項に掲げる測量標の形状は、国土交通省令で定める。

五 基本測量の測量標には、基本測量の測量標であること及び国土地理院の名称を表示しなければならない。

六 基本測量及び公共測量以外の測量

(測量機関)

第七条 この法律において「測量計画機関」とは、前二条に規定する測量を計画する者をい

う。測量計画機関が、自ら計画を実施する場合には、測量作業機関となることができる。

(測量作業機関)

第八条 この法律において「測量作業機関」とは、測量計画機関の指示又は委託を受けて測量作業を実施する者をいう。

(測量成果及び測量記録)

第九条 この法律において「測量成果」とは、当該測量において最終的目的として得た結果をい

う、「測量記録」とは、測量成果を得る過程において得た作業記録をいう。

(測量標)

第十条 この法律において「測量標」とは、永久標識、一時標識及び仮設標識をいい、これらは、左の各号に掲げる通りとする。

一 永久標識 三角点標石、岡根点標石、方位標石、水準点標石、磁気点標石、基線尺検定標石、基線標石及びこれらの標石の代りに設置する恒久的な標識(験潮儀及び験潮場を含む)をいう。

二 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

三 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

四 あること。

五 あること。

六 あること。

七 あること。

八 あること。

九 あること。

十 あること。

十一 あること。

十二 あること。

十三 あること。

十四 あること。

十五 あること。

十六 あること。

十七 あること。

十八 あること。

十九 あること。

二十 あること。

二十一 あること。

二十二 あること。

二十三 あること。

二十四 あること。

二十五 あること。

二十六 あること。

二十七 あること。

二十八 あること。

二十九 あること。

三十 あること。

三十一 あること。

三十二 あること。

三十三 あること。

三十四 あること。

三十五 あること。

三十六 あること。

三十七 あること。

三十八 あること。

三十九 あること。

四十 あること。

四十一 あること。

四十二 あること。

四十三 あること。

四十四 あること。

四十五 あること。

四十六 あること。

四十七 あること。

四十八 あること。

四十九 あること。

五十 あること。

一 その長半径及び扁平率が、地理学的經緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。

二 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

三 その中心が、地球の重心と一致するものであること。

四 あること。

五 あること。

六 あること。

七 あること。

八 あること。

九 あること。

十 あること。

十一 あること。

十二 あること。

十三 あること。

十四 あること。

十五 あること。

十六 あること。

十七 あること。

十八 あること。

十九 あること。

二十 あること。

二十一 あること。

二十二 あること。

二十三 あること。

二十四 あること。

二十五 あること。

二十六 あること。

二十七 あること。

二十八 あること。

二十九 あること。

三十 あること。

三十一 あること。

三十二 あること。

三十三 あること。

三十四 あること。

三十五 あること。

三十六 あること。

三十七 あること。

三十八 あること。

三十九 あること。

四十 あること。

四十一 あること。

四十二 あること。

四十三 あること。

四十四 あること。

四十五 あること。

四十六 あること。

四十七 あること。

四十八 あること。

四十九 あること。

五十 あること。

五十一 あること。

五十二 あること。

五十三 あること。

五十四 あること。

五十五 あること。

五十六 あること。

五十七 あること。

五十八 あること。

五十九 あること。

六十 あること。

六十一 あること。

六十二 あること。

六十三 あること。

六十四 あること。

六十五 あること。

六十六 あること。

六十七 あること。

六十八 あること。

六十九 あること。

七十 あること。

七十一 あること。

七十二 あること。

七十三 あること。

七十四 あること。

七十五 あること。

七十六 あること。

七十七 あること。

七十八 あること。

七十九 あること。

八十 あること。

八十一 あること。

八十二 あること。

八十三 あること。

八十四 あること。

八十五 あること。

八十六 あること。

八十七 あること。

八十八 あること。

八十九 あること。

九十 あること。

九十一 あること。

九十二 あること。

九十三 あること。

九十四 あること。

九十五 あること。

九十六 あること。

九十七 あること。

九十八 あること。

九十九 あること。

一百 あること。

一百一 あること。

一百二 あること。

一百三 あること。

一百四 あること。

一百五 あること。

一百六 あること。

一百七 あること。

一百八 あること。

一百九 あること。

一百二十 あること。

一百二十一 あること。

一百二十二 あること。

一百二十三 あること。

一百二十四 あること。

一百二十五 あること。

一百二十六 あること。

一百二十七 あること。

一百二十八 あること。

一百二十九 あること。

一百三十 あること。

一百三十一 あること。

一百三十二 あること。

一百三十三 あること。

一百三十四 あること。

一百三十五 あること。

一百三十六 あること。

一百三十七 あること。

一百三十八 あること。

一百三十九 あること。

一百四十 あること。

一百四十一 あること。

一百四十二 あること。

一百四十三 あること。

一百四十四 あること。

一百四十五 あること。

一百四十六 あること。

一百四十七 あること。

一百四十八 あること。

一百四十九 あること。

一百五十 あること。

一百五十一 あること。

一百五十二 あること。

一百五十三 あること。

一百五十四 あること。

一百五十五 あること。

一百五十六 あること。

一百五十七 あること。

一百五十八 あること。

一百五十九 あること。

一百六十 あること。

一百六十一 あること。

一百六十二 あること。

一百六十三 あること。

一百六十四 あること。

一百六十五 あること。

一百六十六 あること。

一百六十七 あること。

一百六十八 あること。

一百六十九 あること。

一百七十 あること。

一百七十一 あること。

一百七十二 あること。

一百七十三 あること。

一百七十四 あること。

一百七十五 あること。

一百七十六 あること。

一百七十七 あること。

一百七十八 あること。

一百七十九 あること。

一百八十 あること。

一百八十一 あること。

一百八十二 あること。

一百八十三 あること。

一百八十四 ある

かじめ所有者又は占有者の承諾を得て、障害となる植物又はかき、さく等を伐除することができる。國土地理院の長又はその命を受けた者は、山林原野又はこれに類する土地で基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、植物又はかき、さく等の現状を著しく損傷しないときは、前条の規定にかかわらず、承諾を得ないで、これらを伐除することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。

(土地等の一時使用)

第十八条 國土地理院の長又はその命を受けた者は、基本測量を実施する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であるときは、前条の規定について、滅失、破損その他異状があることを見出したときは、遅滞なく、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

(測量標の保存)

第二十二条 何人も、國土地理院の長の承諾を得ないで、基本測量の測量標を移転し、汚損し、その他その効用を害する行為をしてはならない。

(測量標の使用)

第二十六条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、國土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

(測量成績の公表及び保管)

第二十七条 國土交通大臣は、基本測量の測量成績を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。

(測量成績の使用)

第三十条 基本測量の測量成績を使用して基本測量以外の測量を実施しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、國土地理院の長の承認を得なければならない。

(測量成績の複製)

第三十二条 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成績に基づいて実施しなければならない。

(作業規程)

第三十三条 測量計画機関は、公共測量を実施し

とともに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(測量成績の公表)

第二十九条 基本測量の測量成績のうち、他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をもつて、國土地理院の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又は一時標識を移転し、理由がないと認めるときは、その旨を移転を請求した者に通知しなければならない。

(測量成績の複製)

第三十一条 国土地理院の長は、地かく、地ぼう又は地物の変動その他の事由により基本測量の測量成績が現況に適合しなくなつた場合においては、遅滞なく、その測量成績を修正しなければならない。

(測量成績の修正)

第三十二条 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成績に基づいて実施しなければならない。

(作業規程)

第三十三条 測量計画機関は、公共測量を実施し

における当該電磁的記録を含む。第四十三条规定に「図表等」という。測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとらうとする者は、当該

申請手続が法令に違反していること。

第二十四条 基本測量の永久標識又是一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもつて、國土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。

第二十五条 國土地理院の長は、基本測量の仮設標識の移転の請求があつた場合において、その請求に理由があると認めたときは、当該仮設標識を移転しなければならない。

第二十六条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、國土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

第二十七条 國土交通大臣は、基本測量の測量成績を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。

第二十八条 基本測量の測量成績及び測量記録の賛本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、國土地理院の長に申請をしなければならない。

第二十九条 基本測量の測量成績のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をもつて、國土地理院の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又是一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

第三十条 基本測量の測量成績のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をもつて、國土地理院の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又是一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

第三十一条 国土地理院の長は、地かく、地ぼう又は地物の変動その他の事由により基本測量の測量成績が現況に適合しなくなつた場合においては、遅滞なく、その測量成績を修正しなければならない。

第三十二条 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成績に基づいて実施しなければならない。

第三十三条 測量計画機関は、公共測量を実施し

における当該電磁的記録を含む。第四十三条规定に「図表等」という。測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとらうとする者は、当該

申請手続が法令に違反していること。

第二十四条 基本測量の永久標識又是一時標識の汚損その他その効用を害するおそれがある行為を当該永久標識若しくは一時標識の敷地又はその付近でしようとする者は、理由を記載した書面をもつて、國土地理院の長に当該永久標識又は一時標識の移転を請求することができる。

第二十五条 國土地理院の長は、基本測量の仮設標識の移転の請求があつた場合において、その請求に理由があると認めたときは、当該仮設標識を移転しなければならない。

第二十六条 基本測量以外の測量を実施しようとする者は、國土地理院の長の承認を得て、基本測量の測量標を使用することができる。

第二十七条 國土交通大臣は、基本測量の測量成績を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。

第二十八条 基本測量の測量成績及び測量記録の賛本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、國土地理院の長に申請をしなければならない。

第二十九条 基本測量の測量成績のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をもつて、國土地理院の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又是一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

第三十条 基本測量の測量成績のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をもつて、國土地理院の長は、第一項の規定による請求に理由があると認めるときは、当該永久標識又是一時標識の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならぬ。

第三十一条 国土地理院の長は、地かく、地ぼう又は地物の変動その他の事由により基本測量の測量成績が現況に適合しなくなつた場合においては、遅滞なく、その測量成績を修正しなければならない。

第三十二条 公共測量は、基本測量又は公共測量の測量成績に基づいて実施しなければならない。

第三十三条 測量計画機関は、公共測量を実施し

(測量士及び測量士補の登録)
第四十九条 次条又は第五十一条の規定により測量士又は測量士補となる資格を有する者は、測量士又は測量士補にならうとする場合においては、国土地理院の長に対してその資格を証する書類を添えて、測量士名簿又は測量士補名簿に登録の申請をしなければならない。

2 测量士名簿及び測量士補名簿は、国土地理院に備える。
(測量士となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十二条の六において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、當該大学を卒業した者で、測量に關し一年以上の実務の経験を有するもの

二 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十二条の六において「短期大学等」と総称する。)において、測量に関する科目を修め、當該短期大学等を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十二条の六第二号において同じ。)で、測量に關し三年以上の実務の経験を有するもの

三 測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者で、測量に關し二年以上の実務の経験を有するもの

四 測量士補で、測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者で、測量士補となる者

五 國土地理院の長が行う測量士試験に合格した者

(測量士補となる資格)

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士となる資格を有する。

一 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十二条の六において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、當該大学を卒業した者で、測量に關し一年以上の実

一 大学において、測量に関する科目を修め、當該大学を卒業した者

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、當該短期大学等を卒業した者

三 前条第三号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設において一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者

四 國土地理院の長が行う測量士補試験に合格した者

(測量に関する専門の養成施設の登録)

第五十二条 第五十一条第三号又は第四号の登録は、測量に関する専門の知識及び技能を有する者を養成する業務(以下「養成業務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、第五十条第三号又は第四号の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十一条の十五の規定により第五十条第三号又は第四号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、養成業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第五十四条 國土交通大臣は、第五十一条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしないければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 第五十一条第三号の登録を受けようとする場合にあつては別表第一の一の項に、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては同表の二の項にそれぞれ掲げる測量に関する科

目について、講義及び実習を行うものであること。

二 別表第二の上欄に掲げる実習機器を、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上の数量有していること。

三 别表第一に掲げる測量に関する科目を教授する教員を有し、かつ、これらの教員のうち専任の者(以下「専任教員」という。)の人数が、第五十条第三号の登録を受けようとする者

る場合にあつては三人(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた人数)、同条第四号の登録を受けようとする場合にあつては六人(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに二を加えた人数)以上であることを増すごとに二を加えた人数)以上である

こと。

四 専任教員のうち、専門分野(測地に関する科目(別表第一の一の項第五号から第八号までに掲げる科目をいう。)に関する分野(以下「測地分野」という。)及び地図に関する分野(以下「測地分野」という。)に関する科目をいう。)に関する専任教員(専門分野を統括し、かつ、別表第一に掲げる測量に関する科目に関する高度な測量技術を主に修得する者)の人数が、測地分野又は地図分野(以下この号及び次号において「担当分野」という。)に関する教育に八年以上又は五年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上從事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

五 専任教員のうち一人は、主任専任教員(専門分野を統括し、かつ、別表第一に掲げる測量に関する科目に関する高度な測量技術を主任修得する者)である。以下同じ。)であること。

六 登録は、登録養成施設登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第五十一条第三号又は第四号の登録を受けた者(以下「登録養成施設設置者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録養成施設設置者が養成業務を行う第五十条第三号又は第四号の登録を受けた測量に関する専門の養成施設(以下「登録養成施設」という。)の名称、所在地及び学科又は学科に相当するものの名称

四 登録養成施設の別(第五十条第三号の登録又は同条第四号の登録の別をいう。)

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(専任教員の資格)

第五十五条 専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学において、測量に関する科目を修め、當該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上從事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、當該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上從事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

(登録の更新)

第五十六条 第五十一条第三号又は第四号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 第五十一条の二から第五十五条の四までの規定による測量士の登録の更新について準用する。

(養成業務の実施に係る義務)

第五十七条 登録養成施設設置者は、公正に、かつ、第五十五条の四第一項各号に掲げる要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により養成業務を行わなければならぬ。

(変更の届出)

第五十八条 登録養成施設設置者は、第五十条の四第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しよ

学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

2 専任教員は、他の養成施設の専任教員と兼務すること

(主任専任教員の資格)

第五十九条 主任専任教員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 大学において、測量に関する科目を修め、當該大学を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

二 短期大学等において、測量に関する科目を修め、當該短期大学等を卒業した者で、大学、短期大学等又は登録養成施設において、専門分野に関する教育に十一年以上又は担当分野に関する教育に八年以上かつ専門分野のうち担当分野以外の分野に関する教育に三年以上従事し、かつ、測量士の登録を受けているもの

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

(登録の更新)

第五十九条 第五十一条第三号又は第四号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 第五十一条の二から第五十五条の四までの規定による測量士の登録の更新について準用する。

(養成業務の実施に係る義務)

第五十九条 登録養成施設設置者は、公正に、かつ、第五十五条の四第一項各号に掲げる要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により養成業務を行わなければならぬ。

(変更の届出)

第五十九条 登録養成施設設置者は、第五十条の四第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しよ

(測量士補となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)による大学を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十二条の六において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、當該大学を卒業した者で、測量に關し一年以上の実務の経験を有するもの

二 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十二条の六において「短期大学等」と総称する。)において、測量に関する科目を修め、當該短期大学等を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十二条の六第二号において同じ。)で、測量に關し三年以上の実務の経験を有するもの

三 測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者

四 國土地理院の長が行う測量士試験に合格した者

(測量士補となる資格)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、測量士補となる資格を有する。

一 大学(短期大学を除き、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)による大学を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十二条の六において単に「大学」という。)において、測量に関する科目を修め、當該大学を卒業した者で、測量に關し一年以上の実務の経験を有するもの

二 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)であつて文部科学大臣の認定を受けたもの(以下この号、次条、第五十一条の五及び第五十二条の六において「短期大学等」と総称する。)において、測量に関する科目を修め、當該短期大学等を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次条第二号、第五十一条の五第一項第二号及び第五十二条の六第二号において同じ。)で、測量に關し三年以上の実務の経験を有するもの

三 測量に関する専門の養成施設であつて第五十一条の二から第五十一条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものにおいて一年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得した者

四 國土地理院の長が行う測量士試験に合格した者

うとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。
(業務規程)

第五十一条の十 登録養成施設設置者は、養成業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、養成業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

業務規程には、養成業務の実施方法、養成業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。
(業務の休廃止)

第五十一条の十一 登録養成施設設置者は、養成業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十一条の十二 登録養成施設設置者(国及び地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。同項及び第六十五条の二において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 第五十条第三号若しくは第五十一条第三号に規定する専門の知識及び技能又は第五十条第四号に規定する高度の専門の知識及び技能を修得しようとする者その他の利害関係人は、登録養成施設設置者の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号又は第五号の請求をするには、登録養成施設設置者の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求
四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第五十一条の十四 国土交通大臣は、登録養成施設が第五十一条の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録養成施設設置者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十一条の十五 (改善命令)
(登録の取消し等)

第五十一条の十六 国土交通大臣は、登録養成施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十条第三号若しくは第四号の登録を取り消し、又は期間を定めて養成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
(登録の取消)

第五十一条の十七 第五十一条の九から第五十一条の十一までの規定による請求を拒んだとき。
二 第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十二条の二第一項又は次条の規定に違反したとき。
三 正当な理由がないのに第五十一条の十二第一項各号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第五十条第三号又は第四号の登録を受けたとき。

2 第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十二条の二第一項又は次条の規定に違反したとき。
一 第五十一条の三第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
二 第五十一条の十五の規定により第五十条第三号若しくは第四号の登録を取り消し、又は養成業務の停止を命じたとき。
(帳簿の記載)

第五十一条の十八 登録養成施設設置者は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、養成業務に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(報告の徵収)

第五十一条の十九 國土交通大臣は、次の場合に(公示)

は、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第五十条第三号又は第四号の登録をしたとき。
二 第五十一条の九の規定による届出があつたとき。
三 第五十一条の十一の規定による届出があつたとき。
四 第五十一条の十五の規定により第五十条第三号若しくは第四号の登録を取り消し、又は養成業務の停止を命じたとき。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第五十五条の二 前条第一項の規定により登録を受けようとする者(前条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。
(登録の申請)

第五十五条の三 前条第一項の規定により登録を受けようとする者(前条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者を含む。以下「登録申請者」という。)は、国土交通大臣に、次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の四 前条第一項の規定により登録を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の五 前条の登録申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 営業経歴書及び法人である場合においては、定款は、定款

二 直前二年の各事業年度における測量実施金額を記載した書面
三 直前一年の事業年度の財務に關する書類で国土交通省令で定めるもの
四 使用人人数並びに営業所ごとの測量士及び測量士補の人数を記載した書面
五 登録申請者(法人である場合においては、その役員を含む。)及び法定代理人が第五十五条の六第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面

第五十五条の六 第一節 登録(測量業者の登録及び登録の有効期間)

第五十五条の七 测量業を営もうとする者は、この法律に規定するところにより、測量業者としての登録を受けなければならない。
(測量業者の登録及び登録の有効期間)

第五十五条の八 前項の登録の有効期間は、五年とする。
第一項の登録の有効期間の満了後引き続き測量業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならぬ。
(登録免許税及び登録手数料)

4 前項の更新の登録を受けようとする者が次条第一項の規定による申請をした場合において、第一項の登録の有効期間の満了の日までに、第五十五条の五第一項の規定による登録又は第五十五条の六第一項の規定による登録の拒否の処分がなされないときは、それらの処分があるまでは、第二項の規定にかかわらず、第一項の登録は、なお効力を有するものとみなす。

第五十五条の九 前項の規定により登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十 前項の規定により登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十一 前項の登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十二 前項の登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十三 前項の登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十四 前項の登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十五 前項の登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十六 前項の登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十七 前項の登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十八 前項の登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

第五十五条の十九 前項の登録を受けようとする者は、その登録申請書に記載した登録申請者と同一の登録申請者であることを証明する書類を提出しなければならない。
(登録申請書の添付書類)

従い登録された測量士を除く。)は、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の定めるところにより登録免許税を納めなければならない。

2 第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者(第四十九条の規定に従い登録された測量士に限る。)及び第五十五条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の登録手数料を納めなければならない。

(登録の実施及び登録の通知)

第五十五条の五 国土交通大臣は、第五十五条の二の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、第五十五条の二各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を測量業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 第五十五条の六 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 第五十七条第一項第一号若しくは第三号又は同条第二項各号のいずれかに該当することにより登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者(当該取消しに係る測量業者が法人である場合は、当該取消しの日から二年を経過しないものと含む。)

三 第五十五条の十四の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者(当該刑に処せられた者が法人である場合は、当該刑に処せられた日前三十日においては、当該刑に処せられたこととなつたときは、以内に当該法人の役員であつた者で当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものと含む。)

四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は次号のいずれかに該当するもの

五 法人でその役員のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者のあるもの

六 営業所について第五十五条の十三の要件を欠く者

(変更登録の申請)

第五十五条の七 測量業者は、第五十五条の二第二号から第四号までに掲げる事項又は主として請け負う測量の種類について変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に変更登録の申請をしなければならない。

2 測量業者が前項の変更登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第五十五条の五及び第五十五条の六の規定は、第一項の規定による変更登録の申請があつた場合に、準用する。

(書類の提出義務)

第五十五条の八 測量業者は、毎事業年度終了の日から三月以内に、当該事業年度の営業経歴書及び当該事業年度に係る第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 測量業者は、定款を変更したときはその都度、毎事業年度終了の時において、第五十五条の三第四号に規定する書面の記載事項について

い。

2 測量業者は、定款を変更したときはその都度、毎事業年度終了の時において、第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第五十五条の六第二項の規定は、前項の規定により登録を消除した場合に、準用する。

(登録の消除の措置)

第五十五条の九 測量業者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなつたときは、その変更による事項を記載した書面を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 個人である測量業者が死亡した場合 その相続人

(廃業等の届出)

二 法人である測量業者が合併により解散した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人である測量業者が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人の清算人

四 法人である測量業者が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 測量業を廃止した場合 測量業者であつた個人又は測量業者であつた法人を代表する役員

六 第五十五条の三各号に規定する書類

2 國土交通大臣は、次の各号に該当する場合に登録簿につき、当該測量業者の登録を消除しなければならない。

3 第五十五条の五第一項の規定により測量業者の登録をした場合 前項第一号及び第三号の書類の写し

4 第五十五条の八第一項及び第二項に規定する書類の写し

2 國土交通大臣は、第五十五条の七の規定により測量業者の変更登録をした場合 前項第一号及び第三号の書類の写し

3 第五十五条の八第一項又は第二項の規定により測量業者の登録を取り消したとき

2 第五十五条の六第二項の規定は、前項の規定により登録を消除した場合に、準用する。

(登録の消除の措置)

第五十五条の十 國土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、登録簿につき、当該測量業者の登録を消除しなければならない。

2 第五十五条の六第二項の規定による届出があつたとき。

2 第五十五条の六第二項の規定は、前項の規定により登録を取り消したとき。

3 第五十五条の六第二項の規定は、前項の規定により登録を取り消したとき。

(登録の有効期間の満了の際の更新登録の申請がなかつたとき)

2 第五十五条の六第二項の規定は、前項の規定により登録を取り消したとき。

(登録の消除の措置)

第五十五条の十一 前条第一項の規定により測量業者の登録が消除された場合においては、測量業者の登録を消除したとき

2 第五十五条の三第三号の書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

(登録の消除の措置)

第五十五条の十二 國土交通大臣又は都道府県知事は、次に掲げる書類又は次項の規定により国土交通大臣から送付を受けた書類を、政令で定める

めることにより、公衆の閲覧に供さなければならぬ。

一 登録簿

二 第五十五条の三各号に規定する書類

三 第五十五条の七の規定により変更登録をして示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

四 第五十五条の八第一項及び第二項に規定する書類

2 國土交通大臣は、次の各号に該当する場合に登録簿につき、当該測量業者の登録を消除しなければならない。

3 第五十五条の八第一項又は第二項の規定により測量業者の登録を消除したときは、遅滞なく、當該測量業者の営業所の所在する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 第五十五条の八第一項及び第二項に規定する書類の写し

2 國土交通大臣は、第五十五条の十の規定により測量業者の登録を消除したときは、遅滞なく、當該登録の消除に係る測量業者の営業所の所在する区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 第五十五条の八第一項又は第二項の規定により測量業者の登録を消除したときは、遅滞なく、當該登録の消除に係る測量業者の営業所の所在する区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

2 第五十五条の七の規定により測量業者の変更登録をした場合 前項第一号及び第三号の書類の写し

3 第五十五条の八第一項又は第二項の規定により測量業者の登録を消除したときは、遅滞なく、當該登録の消除に係る測量業者の営業所の所在する区域を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(業務処理の原則)

第五十六条 測量業者は、その業務を誠実に行なう、常に測量成果の正確さの確保に努めなければならぬ。

(括下請負の禁止)

第五十六条の二 測量業者は、いかなる方法をもつてするかを問わず、その請け負った測量を一括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者か

一 個人である測量業者が死亡した場合 その相続人

ら当該他の測量業者の請け負つた測量を一括して請け負つてはならない。

2 前項の規定は、元請負人があらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

3 注文者は、前項の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項の元請負人の承諾を得て、電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(測量業者以外の者に対する下請負の禁止)

第五十六条の三 測量業者は、その請け負つた測量(第四条から第六条までに規定する測量に限る。第五十七条第二項第四号及び第五十九条における同じ。)を測量業者以外の者に請け負わせてはならない。(下請負人の変更請求)

2 注文者は、測量業者に対して、測量の実施につき著しく不適当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができる。ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については、この限りでない。

注文者は、前項ただし書の規定による書面による承諾に代えて、政令で定めるところにより、同項ただし書の規定により下請負人を選定する者の承諾を得て、電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより、同項ただし書の承諾をする旨の通知をすることができる。この場合において、当該注文者は、当該書面による承諾をしたものとみなす。

(標識の掲示)

第五十六条の五 測量業者は、その店舗ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める標識を掲げなければならない。

(国土交通大臣の助言)

第五十六条の六 測量業者は、その業務の改善又は測量技術の向上のために必要があるときは、国土交通大臣に対し、必要な助言を求めることができる。

第三節 監督

(登録の取消し又は営業の停止)

第五十七条 国土交通大臣は、測量業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該測量業者の登録を取り消さなければならない。

一 不正の手段により第五十五条の五第一項の一規定による登録を受けたとき。

二 第五十五条の九第一項の規定による届出がなくて同項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

三 第五十五条の九第二項の規定による届出がなくて第五十五条の六第一項第一号及び第三号から第六号までの規定に該当する事実が判明したとき。

四 國土交通大臣は、測量業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該測量業者に対し、六月以内の期間を定めて、その営業の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

五 第五十五条の七第一項の規定による変更登録の申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

六 第五十五条の八第一項又は第二項の規定による書類の提出を怠り、又は虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

七 第五十五条の九第一項の規定に違反して、その請け負つた測量を一括して他人に請け負わせ、又は他の測量業者からその請け負つた測量を一括して請け負つたとき。

八 第五十五条の三の規定に違反してその請け負つた測量を測量業者以外の者に請け負わせたとき。

九 第五十五条の十四の規定に違反して登録を受けないで測量業を営んだ者

十 第五十七条第二項の規定による営業の停止の処分に違反して測量業を営んだ者

十一 不正の手段により第五十五条の五第一項の規定による登録を受けた者

十二 第五十五条の十四の規定による営業の停止に處する。

十三 第五十七条第二項の規定による登録を受けないで測量業を営んだ者

十四 第五十七条第二項の規定による登録を受けた者

十五 第五十五条の十五の規定による養成業務の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十六 第五十五条の十六の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十七 第五十五条の十七の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十八 第五十五条の十八の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十九 第五十五条の十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十 第五十五条の二十の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十一 第五十五条の二十一の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十二 第五十五条の二十二の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十三 第五十五条の二十三の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十四 第五十五条の二十四の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十五 第五十五条の二十五の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十六 第五十五条の二十六の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十七 第五十五条の二十七の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十八 第五十五条の二十八の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十九 第五十五条の二十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十 第五十五条の三十の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十一 第五十五条の三十一の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十二 第五十五条の三十二の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十三 第五十五条の三十三の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十四 第五十五条の三十四の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十五 第五十五条の三十五の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十六 第五十五条の三十六の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十七 第五十五条の三十七の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

(報告及び検査)

第五十七条の三 國土交通大臣は、測量業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、測量業を営む者について、その業務、財産若しくは測量実施の状況につき、必要な報告を求め、又はその職員に営業所その他営業に関する場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四節 雜則

(参考人の費用)

第五十八条 第五十七条の二の規定により意見を求められて出頭した参考人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができます。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 補則

(測量業等とみなす場合)

第五十九条 委託その他のいかなる名義によるかを問わず、報酬を得て測量の完成を目的として締結する契約は請負契約と、これらの契約に係る測量を行なう當業は測量業とみなして、この法律の規定を適用する。

第五十九条の二 前章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第六十条 第十四条第三項(第三十九条において準用する場合を含む)、第二十一条第二項(第二十三条第二項及び第三十九条において準用する場合を含む)、第二十四条第二項(第三十九条において準用する場合を含む)及び第五十条の十二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二十一条第三項(第三十九条において、測量計画機関が国である公共測量に準用する場合を含む)の規定により市町村(特別区を含む)が処理することとされている事務は、参考人の意見聴取

二 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

三 第五十八条(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地、樹木又は工作物の一時使用を拒み、又は妨げた者

四 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

五 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

六 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

七 その他業務に関して著しく不当な行為をしたとき。

八 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

九 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十一 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十二 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十三 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十四 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十五 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十六 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十七 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十八 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

十九 第五十五条第一項(第三十九条において準用する場合を含む)の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

2 第三十九条において準用する第二十一条第三項の規定により市町村が処理することとされており事務(測量計画機関が都道府県である公共測量に係るものに限る)は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

第八章 罰則

第六十一条 第二十二条条(第三十九条において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条の十四の規定に違反して登録を受けないで測量業を営んだ者

二 第五十七条第二項の規定による営業の停止の処分に違反して測量業を営んだ者

三 不正の手段により第五十五条の五第一項の規定による登録を受けた者

四 第五十五条の十四の規定による営業の停止に処する。

五 第五十五条の十四の規定による登録を受けないで測量業を営んだ者

六 第五十七条第二項の規定による登録を受けた者

七 第五十五条の十五の規定による養成業務の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

八 第五十五条の十六の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

九 第五十五条の十七の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十 第五十五条の十八の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十一 第五十五条の十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十二 第五十五条の二十の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十三 第五十五条の二十一の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十四 第五十五条の二十二の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十五 第五十五条の二十三の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十六 第五十五条の二十四の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十七 第五十五条の二十五の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十八 第五十五条の二十六の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

十九 第五十五条の二十七の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十 第五十五条の二十八の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十一 第五十五条の二十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十二 第五十五条の三十の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十三 第五十五条の三十一の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十四 第五十五条の三十二の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十五 第五十五条の三十三の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十六 第五十五条の三十四の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十七 第五十五条の三十五の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十八 第五十五条の三十六の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

二十九 第五十五条の三十七の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十 第五十五条の三十八の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十一 第五十五条の三十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十二 第五十五条の四十の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十三 第五十五条の四十一の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十四 第五十五条の四十二の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十五 第五十五条の四十三の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十六 第五十五条の四十四の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十七 第五十五条の四十五の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十八 第五十五条の四十六の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

三十九 第五十五条の四十七の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十 第五十五条の四十八の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十一 第五十五条の四十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十二 第五十五条の五十の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十三 第五十五条の五十一の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十四 第五十五条の五十二の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十五 第五十五条の五十三の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十六 第五十五条の五十四の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十七 第五十五条の五十五の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十八 第五十五条の五十六の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

四十九 第五十五条の五十七の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十 第五十五条の五十八の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十一 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十二 第五十五条の六十の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十三 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十四 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十五 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十六 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十七 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十八 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

五十九 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十一 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十二 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十三 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十四 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十五 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十六 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十七 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十八 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

六十九 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十一 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十二 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十三 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十四 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十五 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十六 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十七 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十八 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

七十九 第五十五条の五十九の規定による測量業の停止の命令に違反した登録養成施設設置者の行為をした者

場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二百二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年五月二三日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(公共測量として指定された測量等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に生じたこの法律による公共測量として指定された測量等に関する経過措置

この法律の施行前に生じたこの法律による改正前の測量法(以下この条において「旧法」という)第二十条に規定する損失に対する補償については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十七条の規定による指定を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前に旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

附 則 (平成二九年五月三一日法律第四一号) 抄

第 (施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百七条(民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定による)、第一百一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第六十六条並びに次条及び附則第三条及び第六条の規定(公布の日及び第六条の規定に限る)の施行の日前に、この法律による改正(行政庁の行為等に関する経過措置)

二 第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力(罰則に関する経過措置)

三 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)
第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日)

別表第一(第五十一条の四関係)

項目測量に関する科目

一一 测量に関する法規

一二 测量に関する数学

二三 测量に関する情報処理

三四 测量学概論

五六 三角測量

五六 多角測量

七八 水準測量

九 地形測量

一〇 写真測量

一一 沢地測位システム測量

一二 地図編集

一三 応用測量

一四 その他の測量関連科目

一一一 國際条約

一一二 測量に関する基礎地理学

一一三 測量に関する基礎工学

電子レベル
一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)

平板
一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

汎地球測位
システム測量
一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに一を加えた数量)

量機
一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

二十式(五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに五を加えた数量)

一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

一式(百五十人を超える定員を有する養成施設にあつては、その超える数が百人までを増すごとに十を加えた数量)

合にあつては、汎地球測位システム測量機及び

備考

一 セオドライターの数量のうち五分の一以上は、距離を測定する機能を備えたものとする。

二 第五十条第四号の登録を受けようとする場

合にあつては、汎地球測位システム測量機及び

備考

一 セオドライターの数量のうち五分の一以上は、距離を測定する機能を備えたものとする。

電子平板の項中「一式」とあるのは「二式」と
し、かつ、平板を有することを要しない。